

一般事業主行動計画

妊娠出産に携わる女性短時間労働者が、安心して就業し、子育て及び、仕事のレベルアップが図れるように、社員全員の目標とする行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 5 月 25 日～平成 35 年 6 月 30 日までの約 5 年間

2. 内容

目標 1：

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制制度の実施

<対策>

- ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、その重要性を全社員に周知する。
- ・妊娠中や産休中、産休復帰後の相談窓口を設置

目標 2：

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備を行う。

<対策>

- ・育児休業に関する規定の整備、及びその周知。
- ・職場環境や仕事の進め方に変更が合った際には、逐一メール等を活用して、育児休業中の社員に連絡を行う。
- ・当該女性社員は、残業を行わないことを規定する。

目標 3：

育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し活躍できるようにする。

<対策>

- ・育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象に、環境や能力に応じた職種への転換が図り易くなるような、ミーティングを行う。 また、ミーティングの前段階での相談窓口を設置する。
- ・優先して有給休暇を取得できるよう、全社に周知する。